

認知症基本法2024年1月1日施行

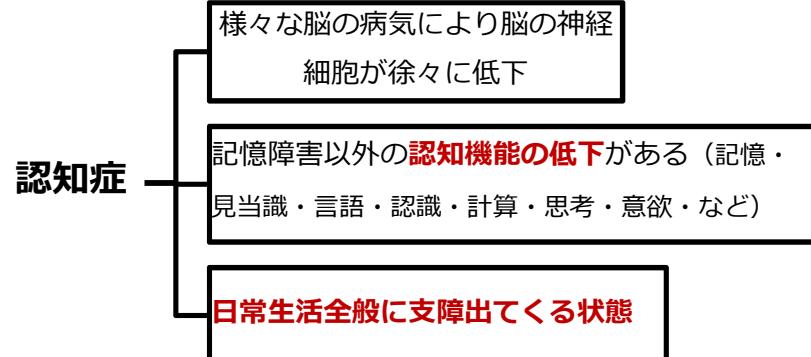
- ・「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」、通称「認知症基本法」は認知症の人が自身の尊厳を持ち、希望を抱いて生活を送れるようにするための法律です。全37条からなり、目的や基本理念をはじめ、認知症施策推進基本計画、基本的施策、認知症施策推進本部の設置などについて規定されています。国や地方公共団体の責務などについての条文もあり、行政を通じて認知症の人が社会で活躍するための基盤を作っていくことが求められています。(厚生労働省ホームページ)
- ・ 認知症の人への国民の理解の増進
- ・ 認知症の人の生活におけるバリアフリー化推進
- ・ 認知症の人が社会参加する機会の確保
- ・ 認知症の人の意思決定支援と権利利益の保護
- ・ 保健医療サービス・福祉サービスの提供体制の整備
- ・ 認知症の人や家族の相談体制の整備
- ・ 認知症に関わる研究等の推進
- ・ 認知症の予防に関わる取り組みの推進

出典:(厚生労働省 老健局)共生社会の実現を推進するための認知症基本法について

認知症

認知症の条件

「厚生労働省HPより」



『物忘れ』と『認知症の違い』

忘れ方	体験したことの 一部 を忘れる	体験したことの 全体 を忘れる
自覚	自覚が ある （思い出そうとする）	自覚が ない
日常生活	支障 なし	支障 あり
進行	悪化は見られない	悪化していく
他の主な症状	なし	判断能力障害 遂行機能障害 見当識障害 など

☆認知症とその他の疾患を区別

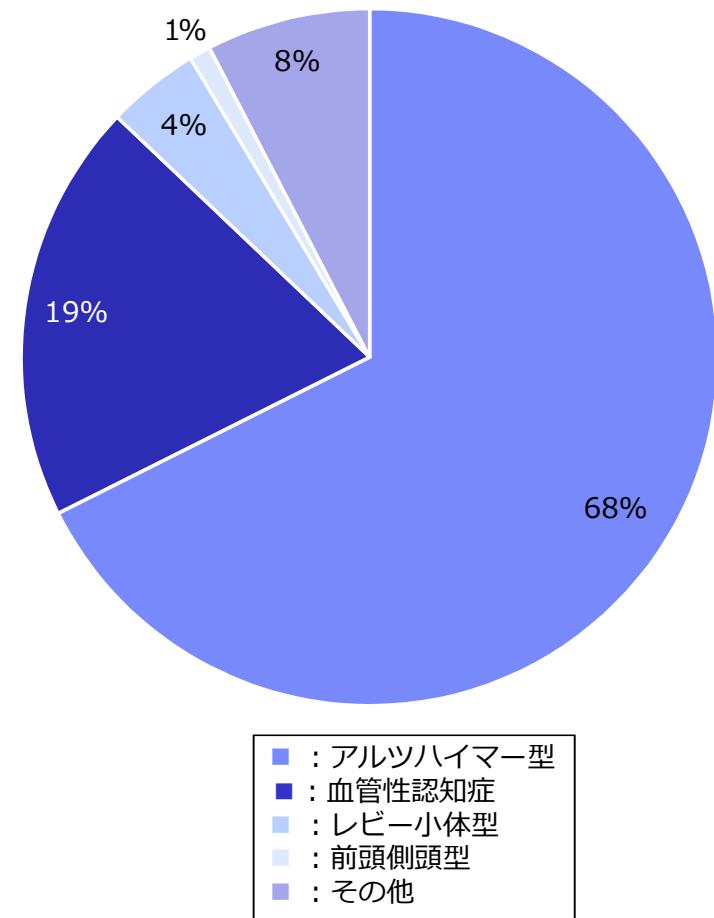
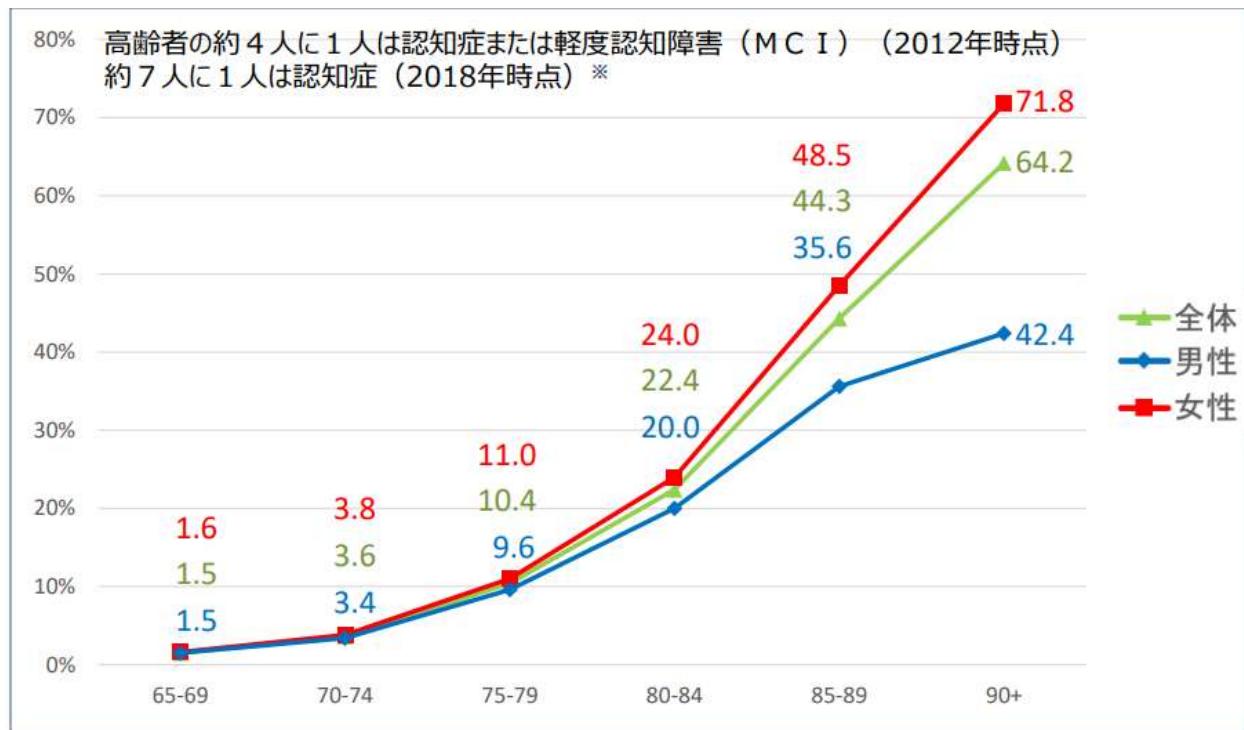
認知症？うつ病？せん妄？その他？

それぞれの病気は一部似た症状を示すため間違われやすいが、まったく別のもので治療も全く異なります。

ミスリードにより診断が違ってしまうと、治療まで違った方向に進んでしまうので **注意！**

認知症の疫学

一万人コホート年齢階級別の認知症有病率



データは、「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応」（H25.5報告）を引用